４　沖縄電力は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

一～三　［略］

四　三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電等量の占める割合

５・６　［略］

（需要種別への配分等）

第二十四条　［略］

２　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	［略］		
二　第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額	［略］	［略］	［略］

別表第１（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

期間原価等項目分類表

期間原価等項目	内訳及び明細項目	備　考
［略］	［略］	［略］
減価償却費用	［略］	［略］
	［略］	［略］

４　沖縄電力は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

一～三　［略］

四　三需要種別の発受電量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電量の占める割合

５・６　［略］

（需要種別への配分等）

第二十四条　［略］

２　沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連固定費のそれぞれの合計額	［略］		
二　第二十二条第一項又は第三項の規定により整理された水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電等費のうちの総非アンシラリーサービス費、総原子力発電費及び非ネットワーク給電費ごとの送配電非関連可変費のそれぞれの合計額	［略］	［略］	［略］

別表第１（第３条、第４条、第５条関係）

第１表

期間原価等項目分類表

期間原価等項目	内訳及び明細項目	備　考
［略］	［略］	［略］
減価償却費用	［略］	［略］
	［略］	［略］